

授業科目名	【Gカリキュラム】 - 【EFカリキュラム】 国際私法 I	選択	開講年次	【G】 - 【EF】 3	単位数	【G】 - 【EF】 2
科目区分	専門科目：【G】教科及び教科の指導法に関する科目 (-・-・-・-) / 【EF】教科及び教科の指導法に関する科目 (-・-・-・-)					
担当形態	単独	【G】教員の免許状取得のための (-・-・-・-) 科目 【EF】教員の免許状取得のための (-・-・-・-) 科目				
施行規則に定める科目区分又は事項等						
サブタイトル	国際財産法		担当者	花村 征志		
授業概要	<p>【概要】</p> <p>経済活動のグローバル化や通信・ネットワーク技術の発達により、複数の国の法にかかわる法的な問題が私たちの身近な問題となってきています。これらのうち私法関係の問題を扱うのが国際私法です。選択科目とはいえ、社会に出ていくに当たり、理解しておく必要性は高まっています。また、法学部で学ぶ他の法律科目とは問題解決の仕方が異なることから、思考訓練としての意義も有します。</p> <p>この授業では、国際私法の総論と国際財産法について講義します。</p> <p>【到達目標】</p> <p>国際私法の総論と国際財産法についての基礎的な部分について理解できるようになることがこの講義の到達目標です。</p>					
履修条件	民法（総論、財産法）、民事訴訟法、知的財産権法については履修済みか又は履修・聴講・学習中であることが必要です。国際家族法を扱う国際私法Ⅱの履修は必ずしも必須ではありません。					
教科書・参考書	<p>【教科書】</p> <p>特に指定しません。</p> <p>【参考書】</p> <p>特に指定しません。</p>					
授業回数	授業内容					
1	国際私法の意義、国際私法とはどのような法律か。		予習：自分の法律科目の履修状況を確認すること。			
			復習：講義の内容を復習し、受講の動機づけができるかを確認すること。			
2	国際私法の構造、国際私法による問題の解決		予習：純粋に国内的な私法関係の問題解決方法を確認すること。			
			復習：純粋に国内的な私法関係と国際私法によるものとの解決の違いを確認。			
3	国際私法の限界		予習：国際私法による問題の解決にどんな問題があるか。			
			復習：国際私法により解決できる場合とできない場合を整理すること。			
4	行為能力、後見等		予習：民法における行為能力や後見について確認すること。			
			復習：法適用通則法 4 条、5 条、6 条			
5	法律行為、契約（1）民法における契約の成立要件等について		予習：民法における契約の成立要件等について確認すること。			
			復習：法適用通則法 7 条、8 条、9 条、10 条			
6	契約（2）民法等における消費者保護、労働者保護について		予習：民法等における消費者や労働者の保護を確認すること。			
			復習：法適用通則法 11 条、12 条			
7	物権		予習：民法における物権変動について確認すること。			
			復習：法適用通則法 13 条			
8	債権（1）事務管理、不当利得		予習：事務管理、不当利得とは何か、民法において確認すること。			
			復習：法適用通則法 14 条、15 条、16 条			
9	債権（2）不法行為		予習：民法における不法行為について確認すること。			
			復習：法適用通則法 17 条、19 条、20 条、21 条、22 条			
10	債権（3）生産物責任		予習：製造物責任法について確認すること。			
			復習：法適用通則法 18 条			
11	債権譲渡		予習：民法における債権譲渡について確認すること。			
			復習：法適用通則法 23 条			
12	国際民事訴訟法（1）民事訴訟の仕組みについて		予習：民事訴訟の仕組みについて確認しておくこと。			
			復習：民事訴訟法（概観）			
13	国際民事訴訟法（2）国内裁判管轄、訴訟競合について		予習：国内裁判管轄、訴訟競合について確認しておくこと。			
			復習：民事訴訟法 3 条の 2、142 条他			
14	外国裁判所判決の国内での効力		予習：判決の効力及び執行について確認しておくこと。			
			復習：民事訴訟法 118 条、民事執行法 22 条			
15	残された課題		予習：知的財産権の国際的保護について確認しておくこと。			
			復習：工業所有権の国際的保護に関するパリ条約他			
評価方法	授業内において 10 回小テストを実施し、それを総合して評価を行う。各小テストの配分割合は各 10%、合計 100%。					
評価基準	上記授業単元内容について、各条文に基づきその意義や要件を理解した者を「A」（うち特に優れたものには「S」）、それに至らないものの概要を理解した者をその程度に応じて「B」又は「C」、授業内容の理解が不十分な者又は理解できていない者をその程度に応じて「D」又は「E」、評価不能の場合は「F」とします。					
その他	※G 別：法【-】疎【-】情【-】 / EF 別：法【-】疎【-】経【-】					